

えりも町強靱化計画【概要版】

計画策定の考え方

- 平成 25 年 12 月 「国土強靱化基本法」 公布・施行
→ 地方公共団体は国土強靱化地域計画を定めることができる（基本法第 13 条）
 - 平成 26 年 6 月 「国土強靱化基本計画」 閣議決定
- ↓
- えりも町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、えりも町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるとともに、国・北海道全体の強靱化を進める上からも不可欠な課題であることから、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかねばならない。
 - よって、えりも町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「えりも町強靱化計画」を策定する。
- ※ 国の財政的支援についての考え方
「地域計画に基づき実施される取組に対し、交付金・補助金等の交付の判断にあたって、一定程度配慮」（平成 28 年 1 月 国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議において決定）

基本的な考え方

【計画の目的】

「起きてはならない最悪の事態」20 ケースを想定し、これらの事態を回避し、より適切に対応するため、既存の施策を総点検し、漏れがないよう体系的に整理したうえで取組みを推進

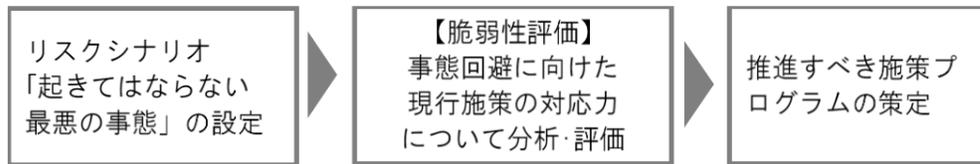
【対象とする災害（リスク）】

大規模自然災害：地震、津波、風水害（台風、豪雨、高潮、土砂災害等）

【計画の期間】

令和 7 年度（2025 年）までを見据えて策定。
今後の社会経済情勢等の変化や施策の推進状況等を踏まえ、概ね 5 年後に見直す。

【計画のイメージ】



【進捗管理】

- 本計画の進捗管理は、それぞれの個別施策が関連づけられる計画等を踏まえて実施する。
- 毎年、各関連計画における進捗状況を集約し、概括的な評価を行う。

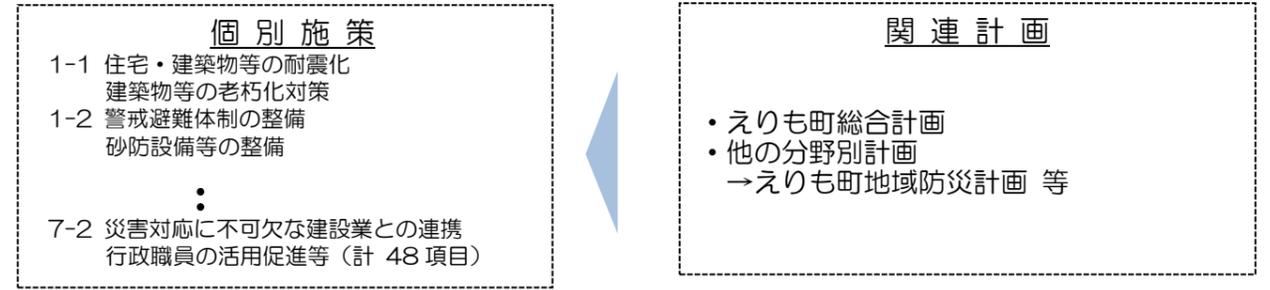
脆弱性評価に基づく取組みの推進

脆弱性評価

- ◆「起きてはならない最悪の事態」を回避するための課題を検討
 - 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生 → 住宅・建築物等の耐震化 等 5 項目
 - 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生 → 警戒避難体制の整備 等 2 項目
 - 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生 → 津波避難体制の整備 等 2 項目
 - 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足 → 災害対応に不可欠な建設業との連携 等 2 項目（計 48 項目）

必要な取組みの検討

- ◆「起きてはならない最悪の事態」ごとに抽出した課題に対し必要となる取組みを総点検
- ◆関連計画を基に必要な個別施策を検討（取組内容・現状・目標等）
- ◆取組みに漏れがないよう部局間調整を実施



具体的な取組みの推進

- ◆「起きてはならない最悪の事態」ごとに具体的な取組みを整理
- ◆関連計画に基づき個別施策を推進
- ◆「起きてはならない最悪の事態」ごとの進捗管理を実施

【記載例】 起きてはならない最悪の事態「1-3 大規模津波等による多数の死者の発生」

◇課題（脆弱性評価結果）

1-3（津波避難体制の整備）
北海道による津波浸水想定により作成した「津波ハザードマップ」について、引き続き地域住民への周知・啓発を図るとともに、国や北海道による新たな津波浸水想定の設定がなされた場合には、適宜「津波ハザードマップ」の見直しを行う必要がある。

◇個別施策

（津波避難体制の整備）
○「津波ハザードマップ」について、引き続き住民への周知・啓発を図るとともに、国や道による新たな津波浸水想定の設定がなされた場合には、適宜「津波ハザードマップ」の見直しを行います。

指 標	現状	目標
津波ハザードマップの策定	策定済	適宜改訂

「起きてはならない最悪の事態」とそれらを回避するための具体的な取組み

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		必要な取組み（起きてはならない最悪の事態を回避するための課題）
1	人命の保護	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	◇住宅・建築物等の耐震化 ◇建築物等の老朽化対策 ◇避難場所等の指定・整備 ◇緊急輸送道路等の整備 ◇啓発活動等の取組み
		1-2	土砂災害による多数の死傷者の発生	◇警戒避難体制の整備 ◇砂防設備等の整備
		1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生	◇津波避難体制の整備 ◇海岸保全施設等の整備
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	◇河川改修等の治水対策
		1-5	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	◇暴風雪時における道路管理体制の整備
		1-6	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	◇冬季も含めた帰宅困難者対策 ◇積雪寒冷を想定した避難所等の対策
		1-7	情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	◇関係機関の情報共有化 ◇住民等への情報伝達体制の強化 ◇観光客及び高齢者等の要配慮者対策 ◇地域防災活動、防災教育の推進
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	◇物資供給等に係る連携体制の整備 ◇非常用物資の備蓄促進
		2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	◇防災訓練等による救助・救急体制の強化 ◇自衛隊体制の維持・拡充 ◇救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備
		2-3	被災地における医療・福祉機能等の麻痺	◇災害時拠点病院等の機能強化 ◇災害時における福祉支援 ◇防疫対策
3	行政機能の確保	3-1	町内外における行政機能の大幅な低下	◇災害対策本部機能等の強化 ◇行政の業務継続体制の整備 ◇広域応援・受援体制の整備
4	ライフラインの確保	4-1	エネルギー供給の停止	◇再生可能エネルギーの導入拡大 ◇電力基盤等の整備 ◇多様なエネルギー資源の活用 ◇石油燃料供給の確保
		4-2	食料の安定供給の停滞	◇食料生産基盤の整備 ◇地場産食料品の販路拡大・産地備蓄の推進
		4-3	水道等の長期間にわたる機能停止	◇水道施設等の防災対策 ◇下水道施設等の防災対策 ◇衛生環境等の防災対策
		4-4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	◇高規格幹線道路を軸とした道路交通ネットワークの整備 ◇道路施設の防災対策等
5	経済活動の機能維持	5-1	サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞	◇企業の業務継続体制の強化 ◇被災企業等への金融支援
		5-2	道内外における物流機能等の大幅な低下	◇港湾機能の強化 ◇庶野漁港（第4種漁港）機能の強化
6	二次災害の抑制	6-1	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	◇森林の整備・保全 ◇農地・農業水利用施設等の保全
7	迅速な復旧・復興等	7-1	災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	◇災害廃棄物の処理体制の整備
		7-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足	◇災害対応に不可欠な建設業との連携 ◇行政職員の活用促進